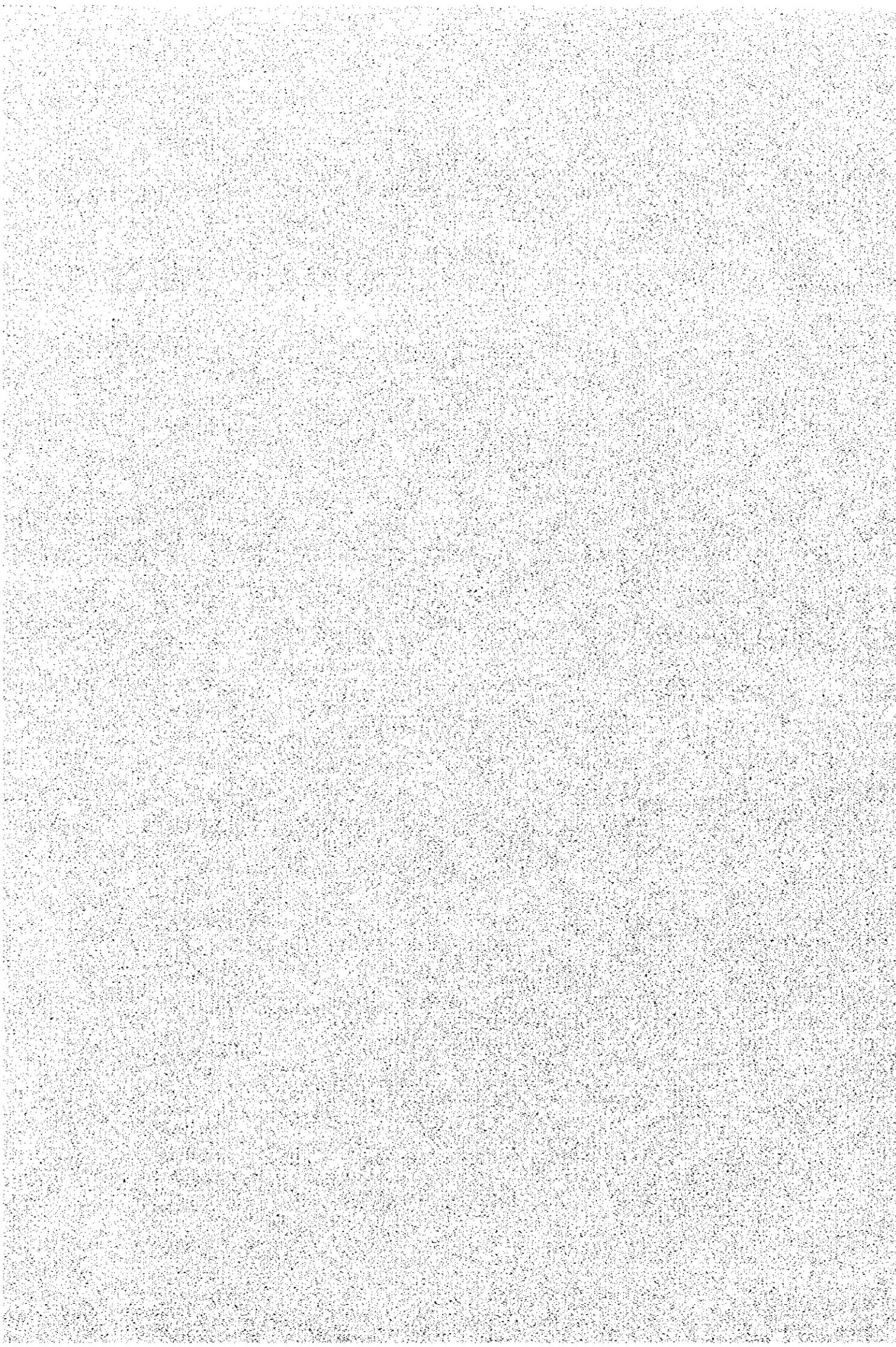


Ⅲ. 日系人支援のあり方



Ⅲ. 日系人支援のあり方

1. JICAにおける日系人関連事業の実施形態

「Ⅰ. 移住事業の再編と今後の方向性」で述べた、今後の日系人社会に対する支援・協力の拡充のあり方を踏まえ、JICAにおける今後の日系人関連事業の事業内容、予算形態及び実施体制の大枠については、次のとおり整理することができる。

(1) 経済技術協力スキームによる実施

1) 通常の経済技術協力スキームによる実施

① 事業内容

通常の経済技術協力スキームにより、日系社会が裨益したり日系人が媒体となる案件を実施。農業分野や医療分野のプロジェクト方式技術協力をはじめとする団法1・2号業務のほか、灌漑・道路整備等の地域開発プロジェクトに対する無償資金協力等を含むこととする。相手国政府と通常の方法により「国際約束の形成」を行うことを前提として実施する。

② 予算形態

既存の経済技術協力予算（海外技術協力事業費及び無償資金協力予算等）の枠内で実施する。

③ 実施体制

JICA全体の関連事業部において既存のスキームにより実施することとする。相手国政府が日系社会も裨益する案件を要請してくる場合は、日系人関連事業として捉え、実施の可能性を積極的に検討する。また、我が方としても、日系人関連事業実施の必要性、重要性につき、JICA全体として認識を深め、要望調査やプロジェクト形成調査等において、日系人にかかわる、ないしは裨益する案件の発掘形成、相手国政府からの正式要請取付等に努力し、日系人関連事業の拡充を図ることとする。

2) 技術協力の「目的達成業務」として実施

① 事業内容

従来移住事業として相手国を通さずに実施していたもののうち、日系人を通じた技術協力として整理できる事業について、技術協力等の「目的達成業務」（7号業務）として、「国際約束の形成」を行わず従来どおりJICA事務所と日系団体等の間で直接実施する。既に平成6年度から技術協力各事業部において実施している移住研修員の受入れ、移住専門家の派遣、移住シニア専門家の派遣、海外開発青年の派遣の各業務が対象となる。

「目的達成業務」としての実施は、効果的、効率的な経済技術協力の実施の観

点から好ましいばかりではなく、日系人を従来の援助の受け手という受動的な位置付けから、経済技術協力の担い手としての能動的な位置付けに転換することにより、日系人の社会的地位等のさらなる発展にもつながる。すなわち、例えば本件「目的達成業務」による人材育成事業等の対象である日系人が、上記1)の通常の経済技術協力スキームによる日系人関連案件のカウンターパート等として活躍することは、日系人が経済技術協力の担い手として、効果的、効率的な経済技術協力の実施という目的の達成に貢献することになるからである。

② 予算形態

平成8年度予算要求において、該当予算を海外技術協力事業費の各予算でそれぞれ要求した結果、同要求が認められた。同要求に当たっては、日系人関連予算を、要求先の各事業費において、新事項「日系人を通じた協力」として確保している。

3) 実施体制

各事業予算の担当事業部において実施し、企画部移住企画調整課が実施状況について適宜モニターする。なお、各事業のうち研修実施業務の一部や専門家募集選考業務等可能なものについては、下記(2)で述べる民間団体としての(財)海外日系人協会への業務委託を検討することとする。

(2) 移住事業による実施(民間事業への移管)

1) 事業内容

経済技術協力スキームに乗らない日系人関連事業については、当面従来どおり移住事業(4号業務)の附帯業務(6号業務)等として実施する。但し、本件事業については、現状においても多くを民間団体への助成または委託により実施しており、今後業務委託をさらに進めるとともに、将来は民間事業への移管等が有効と思われる。具体的には海外日系人大会、広報誌発行、日系有識者等招へい、日本語学校生徒研修、日系留学生中央研修、日系人本邦就労者対策(生活相談及び帰国前研修)(以上民間事業への移管)及び日本語教師謝金、教材購入等(民間事業への移管または他政府機関との連携)が該当する。

2) 予算形態

当面は従来どおり海外移住事業費により実施し、従来以上に民間団体への業務委託を進めることとし、将来は民間事業に移管することも考えられる。

3) 実施体制

本件事業を委託する民間組織としては、これまで日系人関連事業を実施してきた(財)海外日系人協会が適当と考えられる。については、人的支援等を通じ同協会の体制強化を図りつつ、当面海外移住事業費により実施する間は企画部移住企画調整課が担当し、従来以上に同協会への業務委託を進めることとし、将来は、民間による事業実施も考えられる。

2. 移住事業から今後の日系人関連事業への進め方

従来の J I C A の移住事業及び同事業の附帯業務として実施している日系人関連事業と今後の J I C A の日系人関連事業との関係については、次のとおり整理することが考えられる（表-Ⅲ.1 参照）。

(1) 知識普及費

1) 「海外移住」発行（移住事業による実施（民間事業への移管））

当面従来どおり移住事業費により企画部移住企画調整課で実施しつつ、従来からの国際協力出版会への業務委託に加え、企画業務を（財）海外日系人協会に委託する。

他方、J I C A 事業として実施する日系人関連事業の事業広報については、「国際協力」誌や「クロスロード」誌等の既存雑誌等にも盛り込むことが望ましい。

2) 日系有識者等招聘（移住事業による実施（民間事業への移管））

当面従来どおり移住事業費により企画部移住企画調整課で実施しつつ、（財）海外日系人協会に業務委託する。将来は民間事業として実施することも考えられる。

3) 海外日系人大会助成（移住事業による実施（民間事業への移管））

従来から（財）海外日系人協会の事業への助成として行われており、当面従来どおり移住事業費により企画部移住企画調整課から協会への助成を行うが、将来は民間事業として実施することも考えられる。

(2) 海外開発青年送出諸費

海外開発青年事業については、従来移住事業費により青年海外協力隊事務局において実施されているが、今後は目的達成業務として位置付けることとし、平成8年度予算要求において、青年海外協力隊派遣事業費で新たに「日系社会青年ボランティア派遣」として要求し、引き続き青年海外協力隊事務局において実施することとしている。

目的達成業務として、「国際約束の形成」を行わず従来どおり J I C A 事務所と日系団体等の間で直接実施する。また、同要求に当たっては、日系人関連予算を新事項「日系人を通じた協力」として確保している。

(3) 援助指導諸費

1) 移住専門家派遣（目的達成業務として実施）

従来移住事業費により派遣事業部において実施されているが、今後は目的達成業務として位置付けることとし、平成8年度予算要求において、技術協力専門家派遣事業費で新たに「日系社会専門家派遣」として要求し、引き続き派遣事業部において実施することとしている。また、同要求に当たっては、日系人関連予算を、新事項「日系人を通じた協力」として確保している。

実施に当たっては、目的達成業務として、「国際約束の形成」を行わず従来どおり JICA 事務所と日系団体等の間で直接実施する。

2) 移住シニア専門家派遣（目的達成業務として実施）

従来移住事業費により派遣事業部において実施されているが、今後は目的達成業務として位置付けることとし、平成8年度予算要求において、シニア協力専門家（シニア海外ボランティア）派遣事業の取り扱いに合わせ、青年海外協力隊派遣事業費で新たに「日系社会シニア協力専門家派遣」として要求し、青年海外協力隊事務局に移管して実施することとしている。また、同要求に当たっては、日系人関連予算を新事項「日系人を通じた協力」として確保している。

実施に当たっては、目的達成業務として、「国際約束の形成」を行わず従来どおり JICA 事務所と日系団体等の間で直接実施する。また、日系社会シニア協力専門家募集選考業務等可能なものについては、（財）海外日系人協会への業務委託を検討することとする。

3) 農業試験場（通常の経済技術協力目的達成業務として実施）

試験場運営については、現在移住事業費により農業開発協力部において実施されているが、今後はこれに加え、農業開発協力部における通常の農業分野のプロジェクト方式技術協力のスキームにより、既存プロジェクトにおいて、試験場をフィールドとした事業を実施することや、試験場を拠点とする新規プロジェクトを形成の上実施すること、さらには試験場を拠点とした第三国研修を実施することなどの総合的方策により、技術協力による試験場の活用を図ることとする。

平成7年度の運営方針は次のとおりである。

- ① 当該国において、農業開発の先進的な役割を果たしている移住者・日系人を積極的に実用的な技術移転の媒体として活用し、日系社会及び当該国の経済社会の発展と安定に寄与する。
- ② 試験場の施設及び蓄積された農業技術を活用し、プロジェクト方式技術協力等の活動を支援、またはその一端を担うとともに適正技術及び普及方法の開発を行い、より効果的、効率的技術協力の実施に積極的に取り組む。
- ③ 三農試は、組織及び人員の効果的な活用並びに地域農業の方向性を勘案して、各試験場に特色を持たせ、試験研究の役割を明確にして成果の相互活用を促進する。
- ④ 農業技術者及び中堅農業者等の研修を実施するとともに、試験研究、普及活動を通じた農業専門家の育成に努める。
- ⑤ 国内外試験研究機関との連携を一層強化し、相互の試験成果を活用することにより地域農業開発の促進に資する。
- ⑥ 移住事業として展開してきた事業のうち、より発展が期待される事業については、技術協力関連のスキームの活用を含めその改善に努力する。

なお、平成8年度予算要求において、農業試験場と農業分野技術協力との連携推進のため、農林水産業協力事業費において、「特定プロジェクト技術支援費」が新たに認められている。

現在、移住事業費に計上されている試験場運営費（含自己収入見合予算）及び施設費については、当面従来どおり移住事業費により農業開発協力部において実施することとするが、農業開発協力事業費（「日系人を通じた協力」）への予算組み替え（目的達成業務）など、今後の取り扱いについては引き続き検討する。

また、2試験場については、現在、派遣事業部から派遣事業費による専門家派遣が行われているが、平成7年度以降は、これら専門家派遣についても農業開発協力部において実施することにより、試験場関連事業の一元的実施を図ることとしている。

4) 営農普及（移住者援護／通常の経済技術協力／目的達成業務として実施）

従来から移住者援助として実施してきた営農普及対策事業については、移住者援護事業としては、移住事業費により企画部移住企画調整課において実施しつつ、段階的に整理していくこととする。

他方、今後の農業分野の日系人関連事業としては、通常の経済技術協力のスキームにより、日系人関連の農業分野プロジェクト方式技術協力や第三国研修、第三国専門家派遣などを、案件形成の上各担当事業部において実施することにより対応する。

また、従来実施してきた事業のうち、先進地農業研修及び農協職員ブラジル実務研修については、今後、目的達成業務として、技術研修員受入事業費の事項「日系人を通じた協力」において、新たに第二国・第三国研修として予算を要求し、「国際約束の形成」を行わず、従来どおりJICA事務所と日系団体等の間で直接実施することも考えられる。同様に、伯国在住農業専門家派遣については、目的達成業務として、技術協力専門家派遣事業費の事項「日系人を通じた協力」において、新たに第二国・第三国専門家派遣として予算を要求し、JICA事務所と日系団体等の間で直接実施することも考えられる。

5) 医療衛生対策（移住者援助／通常の経済技術協力／目的達成業務として実施）

従来から移住者援助として実施してきた診療所運営等の医療衛生対策事業については、移住者援護事業としては、移住事業費により企画部移住企画調整課において実施しつつ段階的に整理し、診療所の運営は日系団体の自助努力による運営に移管していくこととする。

他方、今後の保健医療分野の日系人関連事業としては、通常の経済技術協力のスキームにより、日系人関連の保健医療分野プロジェクト方式技術協力やミニプロ、単独機材供与などを、案件形成の上各担当事業部において実施することにより対応する。特に診療所を拠点としたミニプロ等については積極的に検討する。

また、従来実施してきた事業のうち、診療所現採医については、今後、目的達成業務として、技術協力専門家派遣事業費の事項「日系人を通じた協力」において、新た

に第二国・第三国専門家派遣として予算を要求し、「国際約束の形成」を行わず、従来どおり JICA 事務所と日系団体等の間で直接実施することも考えられる。

6) 教育文化対策(移住事業による実施(民間事業への移管/目的達成業務として実施))

日本語教師謝金などの教育文化対策については、当面従来どおり移住事業費により企画部移住企画調整課で実施するが、今後は(財)海外日系人協会への業務委託も検討する。将来は民間事業として実施することも考えられる。

また、従来実施してきた事業のうち、現地日本語教師合同研修会及び現地日本語教師第三国研修については、今後、目的達成業務として、技術研修員受入事業費の事項「日系人を通じた協力」において、新たに第二国・第三国研修として予算を要求し、「国際約束の形成」を行わず、従来どおり JICA 事務所と日系団体等の間で直接実施することも考えられる。

さらに、文化交流事業による日系人施策として、国際交流基金事業において、日系人を通じた日本語の普及に配慮していくに際して、JICA としても国際交流基金事業との有機的連携を図ることとする。

7) 施設等整備(移住者援助/通常のエconomic技術協力)

従来から移住者援助として実施してきた施設等整備事業については、移住者援助事業としては、移住事業費により企画部移住企画調整課において計画的な最終施策を講じて実施しつつ、段階的に整理していくこととする。

他方、今後の日系人関連施設等整備事業としては、通常のエconomic技術協力のスキームにより、日系人関連の無償資金協力(草の根無償を含む)やプロジェクト方式技術協力、単独機材供与などを、案件形成の上各担当事業部において実施することにより対応する。試験場関係施設については上記3)のとおりである。

8) 日系団体業務委託(移住事業による実施(民間事業への移管))

当面従来どおり移住事業費により企画部移住企画調整課で実施するが、今後は(財)海外日系人協会への業務委託も検討する。将来は民間事業として実施することも考えられる。

9) 本邦就労者生活相談業務委託(移住事業による実施(民間事業への移管))

現在も(財)海外日系人協会への業務委託として実施しており、当面従来どおり移住事業費により企画部移住企画調整課から協会への業務委託により実施するが、将来は民間事業として実施することも考えられる。

(4) 人材育成費

1) 移住研修員受入(目的達成業務として実施)

移住研修員受入事業については、従来移住事業費により研修事業部において実施されているが、今後は目的達成業務として位置付けることとし、平成8年度予算要求において、同予算を技術研修員受入事業費で新たに「日系研修員受入」として要求し、

研修事業部及び海外移住センターにおいて実施することとしている。

目的達成業務として、「国際約束の形成」を行わず従来どおり JICA 事務所と日系団体等の間で直接実施する。また、同要求に当たっては、日系人関連予算を、新事項「日系人を通じた協力」として確保している。なお、研修実施業務のうち可能なものについては、(財)海外日系人協会への業務委託を検討することとする。

2) 日本語学校生徒研修

現在は海外移住センターにおいて実施しており、今後は従来どおり、移住事業費により、移住センターを通じ、(財)海外日系人協会への業務委託により実施するが、将来は、民間事業として実施することも考えられる。

3) 本邦就労者帰国前技術研修(移住事業による実施(民間事業への移管))

現在は募集業務を(財)海外日系人協会に、研修業務を海外職業訓練協会にそれぞれ業務委託して実施しており、当面従来どおり移住事業費により企画部移住企画調整課から協会等への業務委託により実施するが、将来は民間事業として実施することも考えられる。

4) 婦人講習(移住事業による実施(民間事業への移管))

現在は海外移住センターを通じ国際女子研修センターへの業務委託として実施しており、今後は従来どおり移住事業費により、移住センターを通じ国際女子研修センターへの助成として実施するが、将来は民間事業として民間団体で実施することも考えられる。

5) 日系留学生中央研修(移住事業による実施(民間事業への移管))

現在は(財)海外日系人協会への業務委託として実施しており、今後は従来どおり移住事業費により、企画部移住企画調整課から(財)海外日系人協会への助成として実施するが、将来は民間事業として実施することも考えられる。

6) 海外移住センター(詳細第Ⅳ編「海外移住センターのあり方」のとおり)

日系研修員受入(旧移住研修員受入)事業の宿泊研修施設及び日系社会青年ボランティア派遣(旧海外開発青年派遣)事業の訓練施設等、「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業の拠点施設として位置づけるとともに、JICA 全体としての施設の有効利用の観点から、JICA 事業の総合センターとして活用すべく、その機能及び施設のあり方について検討する。

なお、センターの運営予算(含自己収入見合予算)については、現在移住事業費に計上されているが、センターのあり方の見直しによる建替えに伴い、これを研修施設勘定等に組替えることを検討する。

(5) 調査諸費

調査諸費については、移住者援護事業の最終施策検討及び今後の日系人施策の検討のために、移住事業費により企画部移住企画調整課において計画的に実施しつつ、段階

的に整理していくこととする。

他方、今後の日系人関連調査としては、通常のエconomic技術協力のスキームにより、日系人関連のプロジェクト形成調査などを実施することにより、日系人関連の案件形成に資することにより対応する。

表-Ⅲ.1 移住事業から今後の日系人関連事業への進め方

現行移住事業	移住者援助	今後の日系人関連事業		
	移住事業	通常の経済 技術協力	技術協力の 目的達成業務	移住事業→ 民間事業
知識普及費				
海外移住発行				移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
日系有識者等招聘				
海外日系人大会				
海外開発青年送出諸費			青年海外協力隊派遣 事業費(日系社会青 年ボランティア)	
援助指導諸費				
移住専門家派遣			技術協力専門家派遣 事業費(日系社会専 門家)	
移住シニア専門家 派遣			青年海外協力隊派遣 事業費(日系社会シ ニア協力専門家)	
農業試験場	運営費・施設費 の扱い要検討	農林水産業協力事業費 等	農林水産業協力事業 費等	
営農普及	計画的重点施策 策定による実施	関連事業費	技術研修員受入事業 費(第二国 ・第三国研修)、 技術協力専門家派遣 事業費(第二国・第 三国専門家)	移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
医療衛生対策		関連事業費		
教育文化対策				
施設等整備	計画的重点施策 策定による実施	関連事業費等		
日系団体業務委託				移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
本邦就労者生活相談				
人材育成費				
移住研修員受入			技術研修員受入事業 費(日系研修員受入)	
日本語学校生徒研修				
本邦就労者帰国前 研修				移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
婦人講習				
日系留学生中央研修				
海外移住センター		詳細別項のとおり		
調査諸費	計画的重点施 策策定	援助効率促進 費等		

3. 日系人を通じた技術協力

(1) 日系人を通じた技術協力の趣旨

中南米の日系社会は、地域開発の拠点となって居住国の経済・社会発展のために重要な貢献を果たしている。

このような状況において、日系人は我が国が経済技術協力等を通じて推進している途上国の経済社会開発の有効な「媒体」になりうることに着目し、経済技術協力の実施に際し、係る日系人の媒体としての能力を有効に活用していくこととする。

そのための具体的施策として、経済技術協力の媒体となりうる日系社会が存在する中南米諸国を対象に、日系研修員受入、日系社会専門家派遣、日系社会シニア協力専門家派遣及び日系社会青年ボランティア派遣事業を「日系人を通じた技術協力」と位置付け、団法第21条1項7号の規定に基づき、技術協力の「目的達成業務」として実施することとし、当該技術協力事業予算を要求した結果、同要求が認められた。

なお、移住事業予算により実施している類似事業（移住研修員受入、移住専門家派遣、移住シニア専門家派遣及び海外開発青年派遣）については廃止する。

表-Ⅲ.2 新規事業と廃止事業の対比表

新規事業	予算科目	廃止（移住事業予算）
日系研修員受入	技術研修員受入事業費	移住研修員受入
日系社会専門家派遣	技術協力専門家派遣事業費	移住専門家派遣
日系社会シニア協力専門家派遣	青年海外協力隊派遣事業費	移住移住専門家派遣
日系社会青年ボランティア派遣	青年海外協力隊派遣事業費	海外開発青年派遣

表-Ⅲ.3 廃止事業と新規事業の予算増減表

(単位：千円)

新事業名	7年度予算額	8年度予算額	増△減額
日系研修員受入	716,442	768,675	52,233
日系社会専門家派遣	112,303	98,689	△ 13,614
日系社会シニア協力専門家派遣	434,568	959,529	85,350
日系社会青年ボランティア派遣	439,611		
(その他海外移住事業費)	923,865	877,617	△ 46,248
合計	2,626,789	2,704,510	77,721

(2) 日系人を通じた技術協力の背景と期待される効果

1) 日系人の外交的重要性

- ① 現在、中南米で活躍する日系人は約150万人と推定されている。これらの日系人は、それぞれの居住国の広範な分野で活躍しており、各界で指導的立場に立つ人々も出現しつつある。これら日系人は総じて我が国に対する良き理解者であり、我が国が、当該国との2国間関係の強化をはじめとする各種の対外的政策を推進していく上で、有力な支持基盤となりうる貴重な外交的資産と言える。
- ② また、中南米の移住地等の日系社会は、地域開発の拠点となって居住国の経済・社会発展のために重要な貢献を果たすに至っている。このような状況において、日系人は我が国が経済技術協力等を通じて推進している途上国の地域経済開発の有効な「媒体」たりうる。

2) 経済技術協力における日系人の活用

上記の如き「貴重な外交的資産」及び「経済技術協力の有効な媒体」としての日系人の価値に着目し、現地日系社会及びその周辺地域を含む当該地域全体のニーズを踏まえつつ、日系人を技術協力の担い手として活用する事業を、団法第21条1項7号の規定に基づき技術協力の「目的達成業務」として実施することとする。このような「日系人を通じた技術協力」は、効果的、効率的な経済技術協力事業の実施の観点から好ましいだけでなく、結果的には途上地域における日系人の社会的地位等のさらなる発展にもつながり、外交的資産としての日系人の価値をさらに高めるものであり、極めて有意義である。

3) 「日系人を通じた技術協力」の具体的効果

①住民に密着した草の根レベルの技術協力

当該国の国民である日系人や当該国を構成する一部である日系社会に直接技術移転を行うことにより、居住国の発展に幅広く寄与できる日系人・日系社会が育成され、その結果、これらの日系人・日系社会（社会的信用度があり、技術力も高い）から草の根レベルで当該地域全体に技術が浸透していく効果が期待しうる。

②事業の柔軟性・機動性

本件技術協力は、直接住民（日系人・日系社会）から要望を聴取し、当該地域のニーズに応じた、柔軟性及び機動性のある本目細かな技術移転を我が国主導で行うことが可能であり、効果的、効率的な協力が期待しうる。

③事業の効率

- a) 日系人は一般的に日本語の素養があり、また両国の習慣、現地の特性等に明るいところ、これら日系人を技術の受入れ、普及面での担い手として活用することは、より効果的な協力につながると期待できる。
- b) さらに、移住地等の日系社会は地域開発の拠点となって居住国の発展のために重要な貢献を果たすに至っているところ、係る実績を有する日系社会（日系人）

を積極的に活用することにより、より効果的な技術移転を期待しうる。

④事業の意義

上記のとおり、日系人を通じた技術協力は、効果的、効率的な技術協力の実施のために好ましいものであり、通常の技術協力に加え本件事業を実施することは、我が国からの技術協力に対する相手国の受入能力の基盤拡大にもつながり、極めて合理的かつ有意義と考えられる。

4) 団法第21条1項7号の規定に基づき実施する理由

- ① 本件事業の内容は技術協力であるが、相手国との関係等を考慮して「国際約束の形成」を前提とせずに実施するものであるところ、国際約束の形成を前提とした団法第21条1項1号または2号で定める技術協力として実施することは困難である。
- ② 移住者の定着・安定に資するとの観点から日系2、3世に対する事業を移住事業（団法第21条1項4号）により実施しているが、本件事業（「日系人を通じた技術協力」）は技術協力を目的に実施するものであり、移住者の定着・安定のために実施するものではないので、団法第21条1項4号の規定（移住者に対する援助・指導）に基づき実施することは困難である。
- ③ 上記の如く、本件については団法第21条1項の1号・2号に基づき実施することも困難であり、また4号に基づき実施することも困難であるが、日系社会を含む当該地域全体の経済・社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資するものであり、非常に意義のある事業であるので、団法第21条1項7号に規定の技術協力の「目的達成業務」として実施することが適当である。

(3) 日系人を通じた技術協力の事業内容

1) 日系研修員受入事業

予算科目：技術研修員受入事業費

①事業目的

中南米地域における現地日系社会の要請に基づき、当該地域の日系人を対象に、日系社会を含む当該地域の発展に必要な技術及び知識を習得させるため、本邦における技術研修を実施することにより、「日系人を通じた技術協力」を担う人材を育成する。

②事業概要

- a) 「目的達成業務」として、相手国政府を通さず、現地日系団体等からJICA事務所に対する要請に基づき受入れる。その他の制度面は基本的に技術研修員受入事業の制度に合わせることにする。
- b) 日系人関連事業としての特色として、技術及び知識の習得に併せ、日本社会・文化の理解が重視されることから、研修期間は技術研修員（平均3.4ヵ月）に比べ長期（平均6.3ヵ月）に設定する。また、同様の観点から、一部を除き日本語による研修とすることとし、研修監理員の配置については一部に限定する（研修

監理費適用率0.05)が、他方で、日系社会における日本語使用率及び日本語能力が低下しつつある現状を踏まえ、研修員来日時の日本語教育を重視(日本語教育費適用率3/4)することとする。

③事業計画

- a) 受入人数：182人(現行移住研修員受入人数に基づく。但し、日本語学校生徒研修(41人)は除く。現行受入人数223人-41人=182人)
- b) 研修コース：「日系人を通じた技術協力」の観点から、現行移住研修員受入の研修コースを見直すこととする。

2) 日系社会専門家派遣事業

予算科目：技術協力専門家派遣事業費

①事業目的

中南米地域における現地日系社会の要請に基づき、日系社会を含む当該地域の発展に必要な技術及び知識について協力するために、本邦専門家を派遣することにより、「日系人を通じた技術協力」を促進する。

②事業概要

「目的達成業務」として、相手国政府を通さず、現地日系団体等からJICA事務所に対する要請に基づき派遣する。その他の制度面は基本的に技術協力専門家派遣事業の制度に合わせるものとする。

③事業計画

- a) 派遣人数：8人(現行移住専門家派遣人数に基づく)
(現行派遣枠5人×3/2(交替派遣率)=8人)
- b) 派遣分野及び派遣先 農業：JICA農業試験場等
：日系日本語教育団体等
その他(工業、医療等今後検討)

3) 日系社会シニア協力専門家派遣事業

予算科目：青年海外協力隊派遣事業費

①事業目的

中南米地域における現地日系社会の要請に基づき、日系社会を含む当該地域の発展のために、自らの技術・技能と豊富な実務経験及び奉仕の精神をもって貢献することを希望する本邦中高年者を派遣し、これら中高年者の協力活動を支援することにより、「日系人を通じた技術協力」を促進する。

②事業概要

- a) 「目的達成業務」として、相手国政府を通さず、現地日系団体等からJICA事務所に対する要請に基づき、募集選考及び研修の上派遣する。その他の制度面は基本的にシニア協力専門家派遣事業の制度に合わせるものとする。
- b) なお、シニア協力専門家派遣事業については、平成8年度予算要求において、ポ

ランティア事業の一元的実施のため、技術協力専門家派遣事業費から青年海外協力隊派遣事業費に組替要求していることから、日系社会シニア協力専門家派遣事業についても、同様に青年海外協力隊派遣事業費の中で要求している。

c) 年齢資格は40歳以上70歳未満とする。

③事業計画

a) 派遣人数：53人（現行移住シニア専門家派遣人数に基づく）

（新規：20人、継続：20人、帰国：13人）

b) 派遣分野及び派遣先：日本語：日系団体付属日本語学校等

福 祉：日系医療福祉機関等

その他（農業、工業等今後検討）

4) 日系社会青年ボランティア派遣事業

予算科目：青年海外協力隊派遣事業費

①事業目的

中南米地域における現地日系社会の要請に基づき、日系社会を含む当該地域の発展のために、自らの技術・技能と奉仕の精神をもって貢献することを希望する本邦青年を派遣し、これら青年の協力活動を支援することにより、「日系人を通じた技術協力」を促進する。

②事業概要

a) 「目的達成業務」として、相手国政府を通さず、現地日系団体等からJICA事務所に対する要請に基づき、募集選考及び訓練の上、日系団体等に派遣する。その他の制度面は基本的に青年海外協力隊一般隊員の制度に合わせることにする。

b) 年齢資格は青年海外協力隊一般隊員と同様 20歳以上 40歳未満とし、40歳を境として日系社会シニア協力専門家派遣事業との連続性を持たせることとする。

③事業計画

a) 派遣人数：186人（現行海外開発青年派遣人数に基づく）

（新規：50人、継続：91人、帰国：45人）

b) 派遣分野：農林水産、工業技術、教育文化、医療福祉

(4) 資料

表-Ⅲ.4 平成8年度海外移住事業費及び日系人を通じた協力予算案総表

(単位：千円)

事項及び科目	前年度	平成8年度	平成8年度	対前年度 比較増△減	比率 %
	予算額	要求額	内示額		
移住者・日系人関連予算総額	2,626,789	2,732,115	2,704,510	77,721	103.0
(項) 海外移住事業費	2,626,789	901,302	877,617	△1,749,172	33.4
1. 移住事業の啓発業務に必要な経費	41,056	40,957	41,044	△12	100.0
(目) 知識普及費	41,056	40,957	41,044	△12	100.0
2. 移住者・日系人の援助指導に必要な経費	2,528,363	808,617	784,074	△1,744,289	31.0
(目) 海外開発青年送出諸費	439,611	0	0	△439,611	—
(目) 援助指導諸費	1,284,119	710,294	695,217	△588,902	54.1
(目) 人材育成費	804,633	98,323	88,857	△715,776	11.0
3. 移住事業の調査統計に必要な経費	57,370	51,728	52,499	△4,871	91.5
(目) 調査諸費	57,370	51,728	52,499	△4,871	91.5
海外技術協力事業費					
日系人を通じた協力予算合計	0	1,830,813	1,826,893	1,826,893	—
(項) 技術研修員受入事業費					
7. 日系人を通じた協力に必要な経費	0	769,598	768,675	768,675	—
(項) 技術協力専門家派遣事業費					
4. 日系人を通じた協力に必要な経費	0	96,590	96,644	96,644	—
福利厚生費・養成確保費連動分	0	2,064	2,045	2,045	—
(項) 青年海外協力隊派遣事業費					
7. 日系人を通じた協力に必要な経費	0	962,561	959,529	959,529	—

予算及び事業内容	前年度	平成8年度	平成8年度	対前年度 比較増△減	比率 %
	予算額	要求額	内示額		
移住事業費					
技術研修員受入事業費 (日系研修員受入)	716,442	769,598	768,675	52,233	107.3
技術協力専門家派遣事業費等 (日系社会専門家派遣)	112,303	98,654	98,689	△13,614	87.9
青年海外協力隊派遣事業費 (日系社会シニア協力専門家派遣・ 日系社会青年ボランティア派遣)	874,179	962,561	959,529	85,350	109.8
海外技術協力事業費 日系人を通じた協力予算合計	1,702,924	1,830,813	1,826,893	123,969	107.3
海外移住事業費 (その他移住事業)	923,865	901,302	877,617	△46,248	95.0
移住者・日系人関連予算総額	2,626,789	2,732,115	2,704,510	77,721	103.0

(前年度予算額は全額移住事業費、比較参考のため内訳を関連事業内容別に分解したもの)

表-Ⅲ.5 平成8年度海外移住事業費及び日系人を通じた協力予算案対照表

現行予算科目		前年度予算額	8年度予算案		8年度要求額		比較増△減額		(単位：千円)	
			前年度予算額	8年度要求額	8年度内示額	比較増△減額	比率%			
(項) 海外移住事業費		2,626,789	716,442	769,598	768,675	52,233	107.3			
1. 移住事業の啓発業務に 必要な経費 (目) 知識普及費		41,056		481,551	480,957					
2. 移住者・日系人の援助 指導に必要な経費 (目) 海外開発青年送出諸費		439,611	110,148	96,590	96,644					
(目) 援助指導諸費		1,284,119		67,394	67,335					
1. 専門家派遣費		112,303		27,747	27,747					
2. シニア人材活用費		434,568		1,449	1,562					
3. 試験場運営費		78,102		1,601	1,606					
4. 営業普及費		35,897		463	439					
5. 医療衛生対策費		90,859		98,654	98,659					
6. 教育文化対策費		130,748		962,561	959,529					
7. 生活環境整備費		3,910								
8. 施設等整備費		381,469								
9. 日系団体業務委託費		7,597								
10. 本邦就労者生活相談		8,666								
(目) 人材育成費		804,633		78,330	78,269					
1. 受入諸費		520,688		36,693	36,693					
2. 研修諸費		170,178		428,398	431,304					
3. 5・7～9. その他		25,576		68,250	68,250					
6. 日本語学校生徒研修		29,545		48,191	43,441					
10. 本邦就労者帰国前研修		33,173		89,524	88,361					
11. 婦人講習		7,215		3,350	3,350					
12. 日系留學生中央研修		7,291		198,446	198,446					
13. 宿泊施設運営費		10,967		11,379	11,415					
3. 移住業務の調査統計に 必要な経費 (目) 調査諸費		57,370		40,957	41,044					
移住者・日系人関連予算 総額		2,626,789	2,626,789	2,732,115	2,704,510	77,721	103.0			
(項) 海外移住事業費		2,626,789	1,702,924	1,830,813	1,826,893	123,969	107.3			
1. 移住事業の啓発業務に 必要な経費 (目) 知識普及費		41,056		901,302	877,617	△46,248	95.0			
2. 移住者・日系人の援助 指導に必要な経費 (目) 援助指導諸費		439,611	110,148	808,617	784,074	△41,365	95.0			
3. 移住業務の調査統計に 必要な経費 (目) 調査諸費		57,370		51,728	52,499	△4,871	91.5			
移住者・日系人関連予算 総額		2,626,789	2,626,789	2,732,115	2,704,510	77,721	103.0			

表-Ⅲ.6 海外移住事業予算内訳の推移

(単位：千円)

年度	調査・啓発・送出業務	移住者支援業務	日系人支援業務	予算総額
39	268,372 (69%)	85,208 (22%)	35,900 (9%)	389,480
42	212,415 (48%)	182,709 (42%)	42,275 (10%)	437,399
46	172,596 (30%)	330,380 (57%)	73,596 (13%)	576,572
50	341,288 (31%)	594,081 (52%)	197,621 (17%)	1,132,990
54	456,901 (29%)	852,018 (53%)	293,877 (18%)	1,602,796
58	376,951 (19%)	1,148,015 (58%)	466,994 (23%)	1,991,960
62	418,838 (18%)	909,810 (39%)	996,826 (43%)	2,325,474
3	252,300 (10%)	664,067 (25%)	1,702,242 (65%)	2,618,609
6	100,769 (4%)	601,256 (23%)	1,924,758 (73%)	2,626,783
7	98,426 (4%)	508,741 (19%)	2,019,622 (77%)	2,626,789
8	93,543 (3%)	425,740 (16%)	2,185,227 (81%)	2,704,510

1. 50年度以前は移住予算に管理費を含んでいたため同予算から管理費分を差し引いた額を予算総額とする

2. 46年度以前は海外移住事業団予算

3. 6年度以降の調査・啓発・送出業務は調査・啓発業務のみ（送出業務廃止）

4. 8年度は内示額、8年度の日系人支援業務のうち1,826,893千円は日系人を通じた技術協力分

5. 自己収入分を除く

図-Ⅲ.1 海外移住事業予算内訳の推移

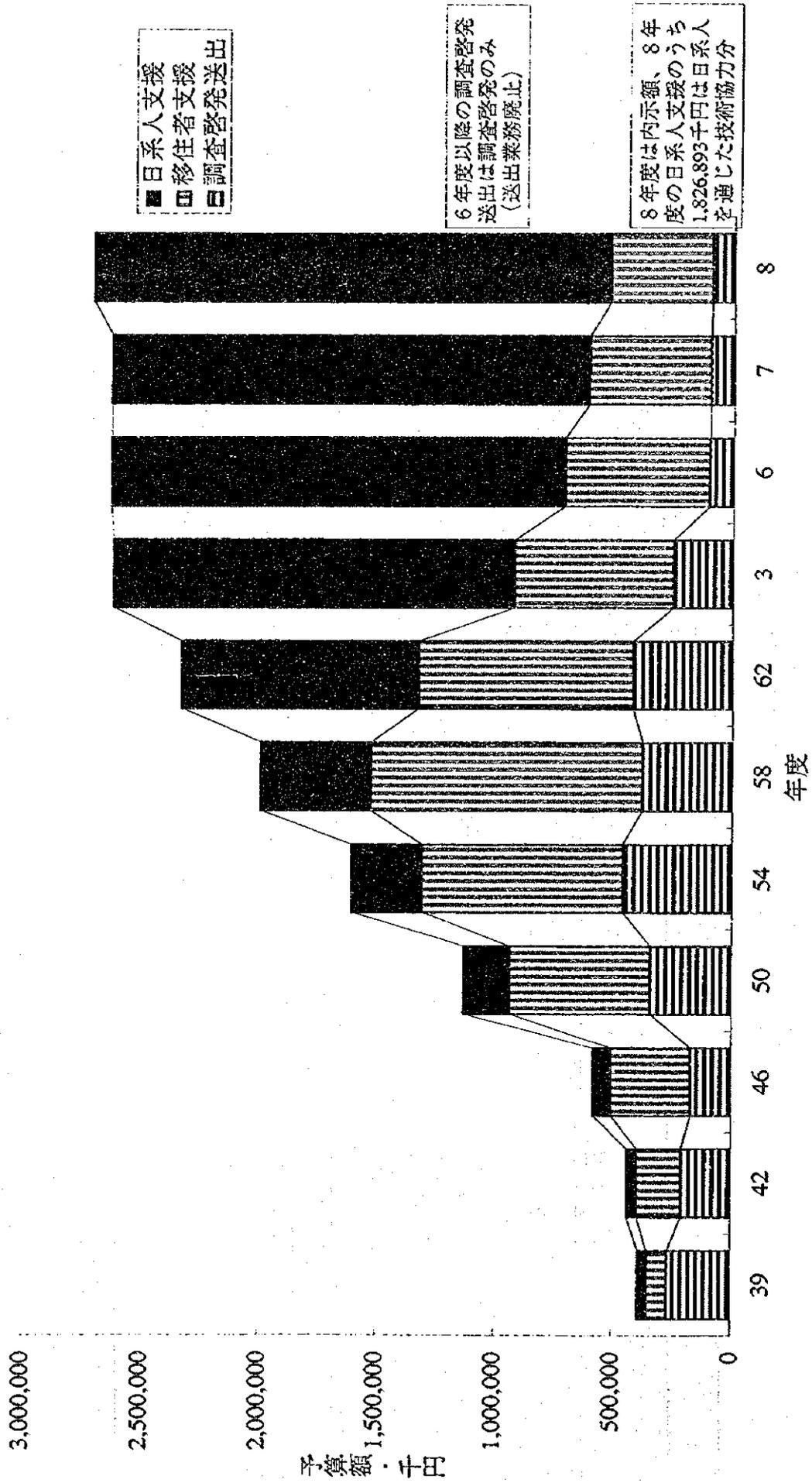
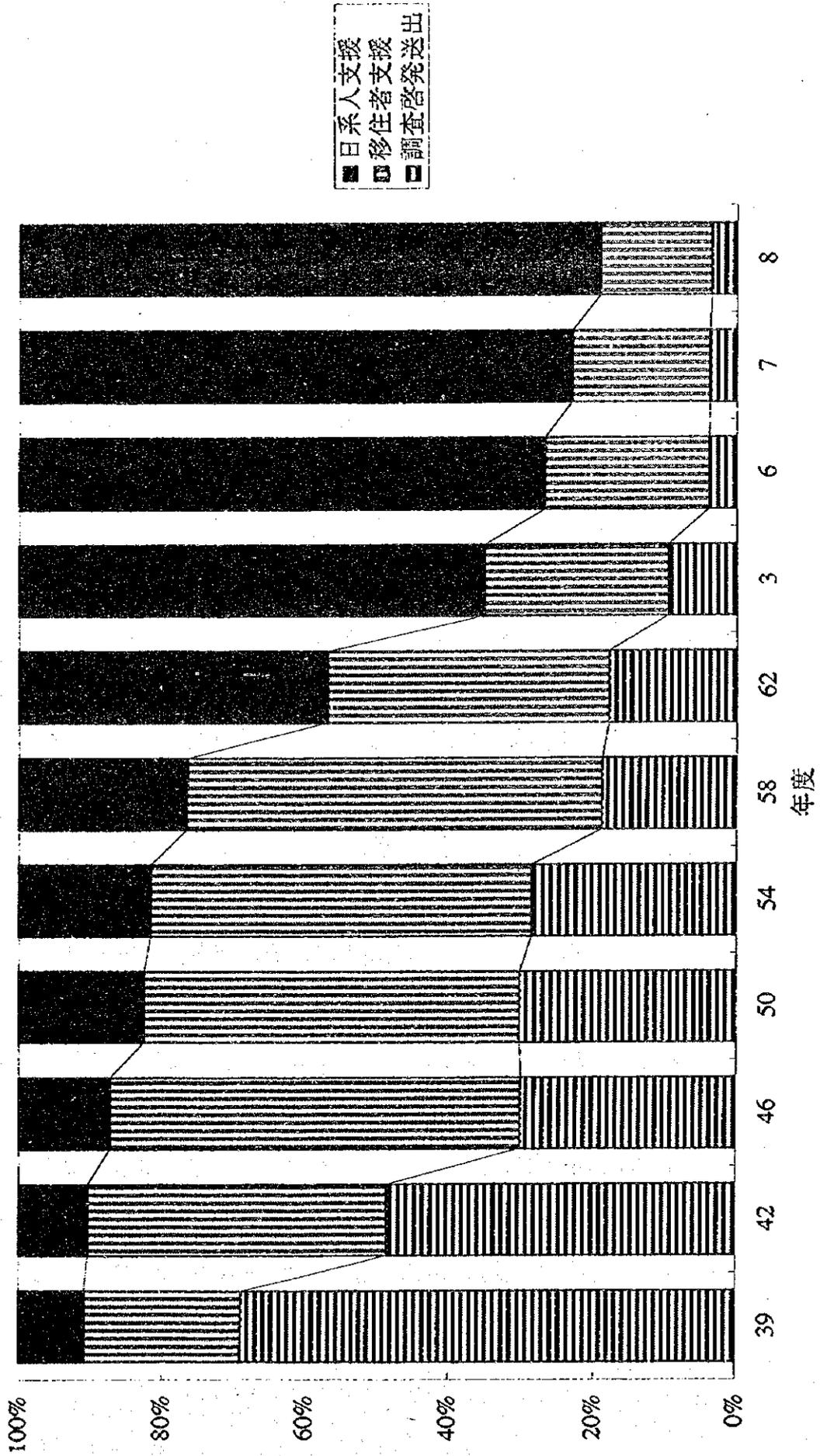


図-Ⅲ.2 海外移住事業予算内訳の推移



4. 日本語教育の方向性と JICA による今後の取り組み方

日本語教育をめぐる環境は、日系社会の世代交代によって最も大きな変化を受けているものの一つであるが、本テーマについては、これまでも語学としての側面に止まらず、「日系」の意味そのものに係るテーマであるとの認識から、日系社会でも大きな議論となってきた経緯があり、また本邦関係者の関心も極めて高いものがある。そこで本章に関しては、平成7年10月に JICA 職員及び外部関係者（計9名）からなる「日系人と日本語教育の考え方に関する検討委員会」を設置し、平成8年3月までに合計5回の委員会を開催して、別途検討を行った。したがって、日本語教育分野については「日系人と日本語教育の考え方に関する検討委員会報告書」（平成8年5月予定）に詳述することとし、本章では、同検討委員会の概要及び検討結果の主要内容を記す。

(1) 「日系人と日本語教育の考え方に関する検討委員会」設置の背景

- 1) 移住事業における日本語教育分野の支援は、移住者子弟（2世・3世）の増加とともに増大し、現地からの要望はますます大きくなる傾向にある。しかし、その一方、母語としての日本語はしだいに減少し、現地語につづく第二言語として日本語を学ぶ移住者子弟が大きな割合を占めるようになりつつあり、移住者子弟の間においても日本語の意味が多様化している状況にある。
- 2) 日本語をめぐるこのような環境の変化は、国語教育としての性格を基調としてきたこれまでの日本語教育のあり方にも大きな影響を与え、「外国語としての日本語」、「継承語としての日本語」等、日本語教育の新たな方向性に関してもさまざまな議論がある。
- 3) 他方、JICA では現在、移住者1世を施策の中核とした従来の移住事業の枠を超え、移住者子弟を外国人たる日系人と位置付け直し、日系社会との新たな関係構築（日系人支援）を進めているが、これにともない、「日系人と日本語教育」に対する JICA の関係のあり方についても再検討が必要になるものと思料される。
- 4) したがって、現地の日本語環境の変化及び移住事業から日系人支援への展開にともなう JICA と日系社会の関係の見直しという2つの側面からの検討が必要となろう。特に後者の視点からは、技術協力スキーム（「日系人を通じた技術協力」）による日本語教育へのアプローチという新たな事業の方向性を検討しなければならない。

(2) 検討委員会の目的

外国人である日系人をそれ自体として捉え直し、移住者1世を施策の中心としてきた従来の移住事業の枠に止まらず、日系人支援及び日系人を通じた技術協力の視点か

ら、日系人と日本語教育の関係を再検証し、3世以降の世代を見据えた今後のJICAによる協力の基本的なあり方に関して検討する。

(3) 検討結果の主要内容

1) 日本語教育全般をめぐる環境

日本の内外における日本語教育をめぐる全般的な環境に関し、中南米日系社会との関係からも重要と考えられる諸点を中心に概観。

1980年前後からの日本の経済成長とともに、日本国内外における日本語学習者は急速に増加してきた。しかしその一方、中南米においては依然として、日本語学習者の大部分を日系人が占める状況が続いており、日本語学習者全体の伸びは他の地域に比べて極めて鈍い状態にあることには注意が必要である。

世界における日本語学習者の全般的な増加は、日本語が就業、留学等の手段として学ばれるようになったことによって促進されてきたと言えるが、そのことは必然的に学習者の多様化をももたらすこととなった。また、海外の初等・中等教育における日本語教育の採用により学習者層が低年齢化したことも学習者の多様化の大きな要因となっている。

このような学習者の多様化により、知識としての日本語に止まらず、コミュニケーション能力としての日本語能力が求められるようになったが、さらには、対話者の文化体系に則って自己の言語・非言語行動をコントロールできる「異文化間コミュニケーション能力」の育成が注目される。また、幼児・児童の学習者に対しては、広く国際理解の側面から日本文化をどのように扱うかが大きな課題である。

2) 中南米日系社会における日本語教育の現状

中南米日系社会における日本語教育の現状について、まず日系子弟の学習目的をその保護者の立場から検討。母語としての日本語能力育成の動機が日系社会全般を通じて弱まりつつあることから、情操・道徳等全人教育、日系アイデンティティーの確立、技術協力・就業、国際人養成などさまざまな学習動機が絡まっている状況にある。

また、第2点として日本語教育の専門性と教授法の現状を指摘。まず、日本語教師数の絶対的な不足に加え、第二言語としての日本語教授知識が必ずしも十分ではなく、都市部を中心とした学習者の意欲を弱める結果にも繋がるのが危惧される。また、2世・3世の教師に対して過度に日本語の運用能力が求められる場合が多いが、運用能力のみならず日本語・日本文化に対する客観的な分析能力が教師に求められていることも理解されるべきであろう。なお、日本語教師の専門性を確立するためには、体系的で継続的な研修制度が不可欠であるが、現地ではそれを実施する組織的・経済的基盤が十分とは言えない状態にある。

さらに教材については、母語話者を対象とした国語教科書では既に対応しきれないことを教師側が認識しているにもかかわらず、依然として国語教科書が広く使われて

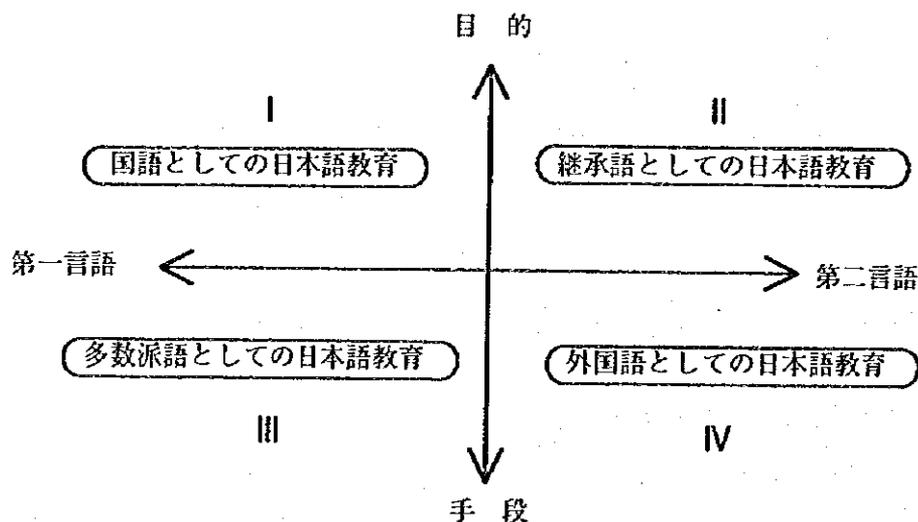
いる状況がある。今後は、精神年齢に合致した内容、デザインの美しさ、日本文化の紹介など、国語教科書の長所を取り入れつつ、第二言語としての日本語教科書の開発・普及が必要となろう。既に各地で開発された教科書についても、現地語による説明の充実、経験の浅い教師による使い勝手、視聴覚教材の導入や価格設定等から改善が望まれる。

また、教室活動については、一斉授業の机の配置で複式授業を行う形がかなりの割合に及ぶ。現地の事情により複式授業を選択するのが止むを得ない実情があるが、漢字写書やドリル問題の自習に過剰に頼らず、教師や学習者間の相互作用を作り出していくための一層の知識や工夫が求められよう。

最後に、評価システムについては、成人を対象とする日本語能力試験が広く日系児童・生徒の間にも普及していることに大きな特徴がある。同試験の内容は、年少者に対しては適切とは言えないものの、それに匹敵する権威や実施体制を持った試験がないのが実情であり、一部では独自の試験が試みられているものの、現場レベルだけでは根本的な対応が困難であるものと予想される。

3) 中南米日系社会と日本語教育に係る関係の変遷と方向性

前項で指摘された現状を踏まえ、日系社会と日本語教育の変遷を考察。まず、両者の関係を、日本語を第一言語とする学習か、第二言語とする学習か、また日本語学習自体が目的か、あるいは何かのための手段としての学習であるかによって、「国語としての日本語教育」(Ⅰ)、「継承語としての日本語教育」(Ⅱ)及び「外国語としての日本語教育」(Ⅳ)に類型化。



まず、「国語としての日本語教育」の特徴としては、日本語を第一言語(母語)とする者を対象とした教育であり、読み書きが中心。「日本人」としての行動規範の習得が意図されており、日本語教育は他によっては代替できない目的と位置付けられる。したがって、ここでの日本語教育は、あくまでも移住者・日系人による彼ら自身のためのものであり、非日系社会には基本的に閉ざされたものであった。

「継承語としての日本語教育」は、これまで極めて曖昧に使用されてきた概念と言える。母語としての日本語の維持が困難な状況において生まれてきた概念と考えられることから、基本的には第二言語としての日本語教育の性格を有する。他方、その名称が示す通り、日本語を受け継ぎ、次世代へ引き継ぐことこそが学習の目的であり、日本語学習が何かの手段ではなく、それ自体に目的があることは明らかである。なお、「継承語」では、日本語が日本文化と一体のものとして捉えられる傾向が強く、理念上は国語教育としばしば同様な意味あいでも用いられてきたものと考えられる。

「外国語としての日本語教育」は、日本語を第二言語とする教育であると同時に、留学や就学等といった何か別の目的を達成するための手段として性格が強い。また、ここでの日本文化とは、相対的に観察されるべき「異文化」と位置付けられる。なお、「国語」や「継承語」が日系社会固有の日本語であるのに対し、「外国語としての日本語教育」は、非日系社会にも開かれた性格を有する点に大きな相違がある。

以上の3つの類型が混在するのが中南米日系社会の現在の姿である。しかし今後、時間の差こそあれ、日本語が第二言語化するであろうと予測される点は、日系社会全般に共通する。したがって、「国語」から第二言語教育である「継承語」あるいは「外国語」としての日本語教育のいずれに移行するにせよ、第二言語教育としての日本語教育技術の確立の必要性こそが日系社会に共通する最低限の基本ラインとなろう。

その上で、「国語」後の日本語教育の方向性として望ましいのは、「外国語」としてのそれであろう。「継承語」と「外国語」の間には、日本文化に対する距離のとり方に決定的な相違があり、その結果、上述のようにその学習対象者に顕著な差が生じることになる。日本語教師の社会的な待遇の向上や外国語教育としての技術的な確立のためには、非日系社会に対しても開かれた日本語教育であることが必要と考えられるが、そのためには「外国語としての日本語教育」を基調とすることが不可欠と思料されるわけである。日本語を自分の懐から外に開くことが、日系社会の日本語教育の発展という最終目的にも合致することになるであろう。

ただし、そのためには、「外国語としての日本語教育」において、日本の文化的要素を客観的かつ確実に取り入れ、日系アイデンティティの確立という日系社会の期待にも十分応えていく必要がある。このような「文化的」側面を中南米の日本語教育の特徴として積極的に位置付けいくことを考えたい。

4) 日系社会の日本語教育とJICAの視点

従来の海外移住事業から日系人支援への移行にともない、日本語教育分野におけるJICAの視点がどのように見直されるべきかを検討。特に「日系人を通じた技術協力」の枠組みからのあり方が問われることになる。

そのためには、JICAとして日系社会の日本語教育になぜ協力するのか、まずそのニーズを明確にし、それと現地日系社会の多様な要求や期待、あるいは国内の日本語教育機関の活動との接点や相違を整理した上で、それぞれの持ち味を生かした協力

のあり方を検討していくことが重要と考えられる。

JICA（「日系人を通じた技術協力」）においては、日系社会が技術協力の「媒体」として同プログラムの担い手となりうることに着目するとともに、その結果、現地社会における日系人の地位向上にも寄与することを期待する。したがって、日本語教育に関してもそのような「架け橋」となる人材育成を目的とした協力の一つと位置付けられる。

「架け橋」としての期待される日本語能力の前提となるのは、日本語能力のみならず現地語とのバランスのとれた能力であろう。したがって、日本語教育のみに焦点を当ててではなく、両言語の関係から日本語教育を捉えていく必要がある。

また、第二に日系人に期待される日本語能力は、言語知識に止まらず、現地文化及び日本文化の相違点や共通点を理解し、それぞれの意味の体系に則って言語・非言語行動ができる能力、すなわち「異文化間コミュニケーション能力」を含むものと考えられる。当該国の社会的文化的な背景にも踏み込んだよりソフトな技術協力を展開するためにも、このような能力を有した日系人の存在が期待される。

一方、日系人の日本語教育は、日系社会のコミュニティ活動である点が大きな特徴である。したがって、以上のような能力を個人に養成するためには、日系社会としての日本語教育活動のあり方にも同時に着目する必要がある。二言語能力あるいは異文化間コミュニケーション能力を培っていくためには、これらのコミュニティ活動が自文化中心に陥らず、相互の文化を尊重するあり方（文化相対主義）に立つことが不可欠であり、日本語教育活動に関しても日系・非日系を問わない普遍的な活動として展開していくことが重要であろう。JICAとしては、「架け橋」となる日本語能力を有した人材を育成するためにも、日系社会の開かれたコミュニティ活動を支援していくこととなる。

今後、日系社会の日本語教育に協力していく上で、国際交流基金との関係についても十分に整理していく必要がある。日系社会でも日本語が第二言語化するにしたいが、教育技術の面では同基金が実施する非日系人対象の事業と共通する部分が拡大している。他方、同基金が日本語の全般的な普及を目的としているのに対し、JICAとしては、技術協力の「媒体」養成の面から日系人に対する日本語教育が位置付けられる。その結果、JICAの関心の範囲は、通常日本語教育の範疇に止まらず、より広いコミュニケーション能力に及ぶこととなり、日本語能力と現地語能力、日本語学校と現地校との関係、あるいは日系現地校のあり方等に関する独自の問題領域を持つことになる。したがって、日本語教育に対する両者の視点の相違を明らかにした上で、その共通点を整理し、双方の持ち味を生かすような連携を今後さらに検討していくこととしたい。

5) JICAによる協力の進め方

上記に示されたJICAの基本的なスタンスに基づき、今後取り組んでいくべき具

体的な問題領域を明らかにするとともに、それらの問題領域に既存の協力形態で対応していくための課題について検討。

まず、問題領域については、第一に中南米の日系社会全般に共通する最も重要な領域として「『国語』、『継承語』から『外国語としての日本語教育』への転換」が挙げられる。さらに、その下位レベルの問題領域として、「大衆バイリンガリズム」、「エリートバイリンガリズム」及び「日系現地校」の3つを設定した（表-Ⅲ.7）。

「大衆バイリンガリズム」とは、エスニック言語を母語とする者が、現地の支配言語を生活のために否応無く学習することによって、あるいはさせられることによって、バイリンガルになる状態を指すが、母語であるエスニック言語に対する社会的な否定観等により、しばしば両言語の能力獲得にマイナスの効果を及ぼすことが問題とされる。奥地移住地を中心に、このような社会状況に類似したセミリンガル（二言語ともにそれぞれの母語話者の能力に達しないこと）が報告されている。

また、「エリートバイリンガリズム」は、国際人養成等の目的のために、支配的言語の上にさらに複数の言語を学ぶことによってバイリンガルになることであり、社会的な評価も高い。現地語を母語とようになった日系人がさらに「エリート」性をもった教育として日本語を学ぶ場合に相当する。

「日系現地校」は、多くの場合、日本語学校が現地の公教育部門を併せ持つ形で成立してきた学校であり、現地政府からも認可を受けている。午前が公教育、午後が日本語教育（正課、非正課の両者がある）のカリキュラムを取っているが、午前と午後を通じた統一した教育方針が明確となっていない場合が多い。日系現地校は、非日系の生徒に対しても教育上の責任を有するという意味で、二文化の「当事者」であり、2つの文化の相違を教育の中でどのように位置付け、異文化間コミュニケーション能力を持った人材を育成しうるかという新たな可能性の生成とも受け取られる。従来の日本語教育や学校運営を超えた問題領域と位置付けられるべきであろう。

以上のように、これまで日本語教育として括られていた事業の中に、複数の問題領域があり、それぞれに対するアプローチも一様ではありえない。また、日本語教育学のみならず、社会学や心理学等の支援も必要になってくると考えられる。また、教材開発、評価システムなど専門家等の個人単位の活動では解決しえない問題も多い。したがって、JICAとしては、専門家派遣等の直接的な支援に加え、これらの問題領域解決のために現地日系社会と共同しながら知的レベルにおける間接的な協力を行っていくことが重要であろう。

そのためには、JICAが国内の関係機関（国際交流基金、国立国語研究所等）と日系社会の接点としての役割を担い、各機関との連携を積極的に進めることが重要であろう。また、JICA内部においても、日系社会の日本語教育に関係する各部局の横断的な連絡・調整機能を企画部を中心に確立していくことが重要である。

海外移住事業（平成7年度）において実施されている日本語関連事業を大別すると、

日本語指導教師派遣（平成8年度から日系社会専門家）、移住シニア専門家派遣（平成8年度から日系社会シニア協力専門家）、海外開発青年派遣（平成8年度から日系社会青年ボランティア）等の「人材の派遣」、日本語教師研修を中心とする「研修員受入」、現地日本語教師の給与補助や日本語モデル校建設助成等の「日系団体助成」、そして本邦からの調査団派遣等による「調査」の4分野に整理できる。したがって、上記4つの問題領域と事業の4分野との組み合わせから、それぞれの事業が有する課題や制度的な見直し点を考えていく必要があり、表-Ⅲ.8「事業別における問題領域への取り組み」の枠組みに従い、今後さらに詳細な検討が必要とされる。

表-Ⅲ-7 JICAが取り組むべき日本語教育の問題領域

問題領域	背景	課題	アプローチ
<p>1. 「国語」、「継承語」から「外国語」としての日本語教育への転換 (中南米日系社会全般の方向性)</p>	<p>・学習者の背景(世代等) ・学習目的及び学習目標の多様化 ・学習時間・言語能力そのものは低下</p>	<p>・児童・生徒を主要対象とした第二言語教育としての教育技術の確立 ・外国語教育における「文化」、異文化間コミュニケーション能力の育成 ・日系社会から非日系社会への日本語普及活動の進め方</p>	<p>・教師養成システム、教材開発、評価システム等に対する日本語教育学、児童心理学等からのアプローチ ・日本語教育界全体の課題としてのアプローチ(日系社会の「長所」としての位置付け) ・日本語普及事業(国際交流基金)との連携</p>
<p>2. 大衆バイリンガリズム(注1) (パラグアイ、ボリビア等)</p>	<p>・工業化・都市化の遅れ ・畑作の好調と移住地の経済的優位 ・現地校、現地子弟の教育レベル ・土着言語(パラグアイ)</p>	<p>・セミリンガルと現地校によるサブマージョンプログラム(注3)及び日本語学校の関係</p>	<p>・日本語・現地語の双方に対する、社会的側面からのアプローチの重要性</p>
<p>3. エリートバイリンガリズム(注2) (アルゼンティン等)</p>	<p>・日系人の経済的安定と都市部における日系エリート校の設置</p>	<p>・イマージョンプログラム(注4)の導入等によるより効率的・効果的な教育</p>	<p>・他国における多言語教育の経験や既存技術の活用</p>
<p>4. 現地日系校(ボリビア等)</p>	<p>・日本語学校と現地校の物理的な同居</p>	<p>・日本語部門及び公教育部門における統一的な教育方針の必要性</p>	<p>・日系・非日系の双方の児童・生徒への心理的側面からのアプローチの重要性</p>

注1) 好むと好まざるにかかわらず、母語以外の言語一通常はその社会の主流集団の母語一を習得することが生存のために必要、ないしは強要される状況下でバイリンガルになること。(「バイリンガル(二言語使用者)」、山本雅代、1991)

注2) 社会経済的に恵まれた階層に属する者が選択の結果として2つの言語を習得する状況。(同上)

注3) 移民あるいは少数民族の子供達を社会の主流言語集団に取り込む、つまり同化を目的としたプログラムのことで、このプログラムへの参加は強制的である。ここで使用される言語は主流言語のみで、子供達の母語及び文化は完全に黙殺される。(同上)

注4) 学習者が体系的に日本語による日本語以外の科目の授業に浸りきる(immerseする)というプログラム。学習者にとっては、(日本語による)情報の処理そのものが最大の目標でなければならない。(「新しい日本語教育のために」、J. V. ネウストブニー、1995)

表-Ⅲ.8 事業別における問題領域への取り組み

問題領域 專業分類	「外国語としての日本語教育」への転換	大衆バ・リンガリスム	エリート・リンガリスム	日系現地校
人材の派遣	<p>(日系社会専門家、日系社会シニア協力専門家)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外国語としての日本語教育」を推進していくために必要な「専門家」と「シニア協力専門家」の役割の再検討。 学校教育経験者を中心とした派遣から日本語教育の専門家・経験者を中心とした派遣体制への移行（日本語教育経験者確保のための募集・選考システム、派遣前講習の見直し等）。 現地受け入れ側教師とのカウンセタナーパートナー関係の確立と日系社会の自立性の重視。 <p>(日系社会青年ボランテイア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教師としての派遣と教育・文化活動全般に渡るより広い活動者としての派遣を区別・整理し、前者については、派遣前講習等を強化し、その専門性を高める必要がある。 		<p>(日系社会シニア協力専門家)</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣校・地域が持つ問題領域の正確な把握と、各問題領域に合致した専門性を有する人材のきめ細かい配置が必要（要望調査、募集・選考システム、派遣前講習等の見直し等） 現地校との関係強化等、配属先である日本語学校の教室活動に止まらない活動のあり方についても要検討。 	
研修員受入	<p>(日本語教師研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「移住研修員受入」から「日系研修員受入」への改編にともない、日本語教師研修2コースのカリキュラム等についても、改めて検討が必要。 現地の研修制度等との関係を考慮した体系の整合性・継続性の確立に留意。 <p>(その他の日系研修コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語能力の必要な研修員に対し、来日後の日本語研修を充実する方向で検討。 		<p>(日本語教師研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅で活躍している教師等を対象とした短期研修コースを中心に、これらの問題領域に関するテーマをカリキュラムに取り込んでいくことを検討。 	
日系団体助成	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学校がそれぞれの問題領域に取り組みするために実施するモデルプログラムを支援していくための助成を検討。 「現地教師の第三国研修」(汎米研修)については、本邦における日本語教師研修等との体系的な内容を改めて検討することが必要。 			
調査	<ul style="list-style-type: none"> 日系社会の日本語教育の実態に関する体系的・定期的なデータ収集と分析の必要性 教師養成プログラム、教材開発、評価システム、あるいは「文化化」、異文化間コミュニケーション能力等のあり方については、現地及び本邦関係機関の協力体制のもとに、中長期的視野を持った調査・研究が必要。 			<ul style="list-style-type: none"> 本問題領域に対しては、JICAとしての蓄積が乏しいのみならず、通常の日本語教育学のみならず、広い学問領域や他地域等での経験・技術を踏まえていくことが重要であり、より基礎的な調査・研究が必要。